議　　第　２３３　号

令和８年８月31日提出

熊本市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

熊本市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

熊本市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成５年条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第４条中「第２１条第２項」を「第１８条の３第１項」に改める。

附　則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

（提出理由）

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和８年総務省令第８６号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。